

第34回中山間地域等振興対策検討委員会 議事録（要約）

1 開 会

農地課長から挨拶及び委員紹介

2 議 題

(1) 中山間地域等農業活性化支援事業（中山間地域等直接支払交付金）

令和年度実施状況報告について

○ 資料1、資料2により令和6年度実施状況を報告した。（事務局）

（委員）

大井町の高尾地区が事業継続できなくなった理由は何ですか。

（事務局）

高齢化により、5年間の継続や、営農そのものの継続が難しいという事です。

（委員）

この高尾地区は、地目的にはどの地域ですか。

（事務局）

田や畑の協定地となっており、主には畑です。

（委員）

今回の事業の利用されている協定地は、パンフレットにある対象農地のどの単価を使用しているのでしょうか。

（事務局）

主に緩傾斜地の単価を使用しています。パンフレットの3ページの単価をご覧ください。

（委員）

今期から、第6期対策となって、10割単価（体制整備単価）の金額にて補助を受けるには、ネットワーク化活動計画の作成が要件となっておりますが、山北町の4つの協定で連携をするのでしょうか。

（事務局）

集落協定同士ではなく、猟友会や水利組合と連携して活動を行う予定となっております。

（委員）

それぞれの団体の事務局はどなたがやっていますか。

（事務局）

基本的には各団体の組織の中でやっていますが、大まかな指導や事務的に大変な申請については、市町村の職員が指導するという形で進めています。

（委員）

集落協定について、山北町が多いですが、山北町が地域的にこの制度を利用しようというのがあるのですか。

（事務局）

中山間地域が対象となるので、活動をしている場所の傾斜等が取りやすいことから、協定が

多いのかと思われます。

(委員)

第6期対策から生じたスマート農業のところですが、農水省もスマート農業を推進しているかと思います。例えば、農家さんといった現場の方が実際に活用できそうなソリューションについて、このようなものが使えるのではないのでしょうかといったような、分かりやすい情報提供というのは、どのような形で進める予定でしょうか。

また、AIを使ったソリューションの展示会というものは、毎週のようにやっていますが、情報が過多となっている部分があり、例えばこの製品がどういう風に使えば効果的になるとか、未来図みたいなことを示さないと、なかなか投資が難しいのかなと感じています。

(事務局)

具体的にスマート農業の対象となる機械がどんなものがあるといった情報提供は、国の方から連絡があり、それを各箇所にも共有しています。また、今後の方針については、各スマート農業機械の展示会等を積極的に開催してほしいといったようなアナウンスも来ています。

また、各組織に対して情報は流していますが、神奈川県内は小規模な組織が多く、なかなか高額なスマート農業の機械を導入するというのは、PRしても理解して頂けないというのが実態としてあります。省力化が図れるのはわかっているのですが、費用対効果のところは課題なのかと考えております。

(委員)

(スマート農業について) 継続的なサポート体制というのは、可能性としてはないのでしょうか。(県や国問わず)

(事務局)

スマート農業(ICT)の導入に向けた検証というのは、農業技術センターが行っておりますが、そのデータや活用については、自分たち(農業技術センター)の基準で行っているというところもあり、どう農業者の方に展開するのかというのは、そもそもの課題なのかもしれません。

(2) 多面的機能支払事業(多面的機能支払交付金)

事業概要及び令和6年度実施状況報告について

○ 資料により事業概要及び令和6年度実施状況を報告した。(事務局)

(委員)

令和7年度から第6期に入り、新たに拡充された支援について、神奈川県として取り組む予定はありますか。

(事務局)

新たに拡充された支援は、組織の体制強化への支援(活動支援班加算)と環境負荷低減の取組への支援(みどり加算)がありますが、環境負荷低減の方は一部のエリアで、長期中干し、中干し延期の関係で検証中です。

(体制強化への支援は、広域活動組織がないため、現在は行っていない)

(委員)

相模原市で多面的機能支払の取組がありませんが、思い当たる理由はありますか。

(事務局)

以前取組開始予定でしたが、開始前に取り消された経緯があります。また、最近個人の農家の方から問合せがあり、取組面積が狭く、金額面等で検討中との事です。

(委員)

多面的機能支払事業及び中山間地域等農業活性化支援事業の制度があることは各市町村の方にご存じですね。

(事務局)

周知はしておりますが、相模原市等、取組を行っていない市町村の担当者は詳しくないという現状で、県が個人からの問合せに対応することもあります。

(委員)

資料の表によると、県内で、大和市は1組織のみでの取組面積が最も規模の小さいものだと思いますが、相模原市でも少人数で取組が出来るという情報として参考になると思います。

(事務局)

そうですね。たとえ少人数でも、取組を継続していただければ問題はありません。

(委員)

三浦市ではJAさんが関わり深く事務局等を担っているという事ですが、県内の各市町で実際に多面的機能支払事業の事務局はどこで行っているのでしょうか。

(事務局)

土地改良区が請け負っているところもございますが、基本的には活動組織で事務を行い、各市町で指導をしています。

(委員)

活動組織のメンバーの中から事務担当者、準担当者や会計担当者を決めて、市町の方でチェックや指導を行っているという事です。

(事務局)

はい。

(委員)

相模原市の多面的機能支払事業の取組について、農協などの関係機関でバックアップを行い、農家の方々に対する説明や支援など、取組につなげることは出来ないのでしょうか。

(事務局)

藤沢市のように農協と協力して取り組んでいるところもありますが、それが難しい地域では、市町村の方で対応している状況です。

また面積の大きな土地改良区は、なかなか細部まで手が回らない状況となっており、この点は、今後の検討が必要です。

(委員)

厚木市と愛川町のように、市町を跨いで取組を行っているケースもあるようですが、どのようにしてそういった事例が生まれたのでしょうか。

(事務局)

この場合は、土地改良区が事務局となり、やり取りを行っています。

(委員)

実際にこれまでの動きとして、事務作業や合併を進める流れなどにおいて、人的資源が必要だという状況が顕著になってきているのではないのでしょうか。これからはそのような取組が必須となり、さらなる進展が求められていくものと感じます。

(事務局)

このような状況を踏まえ、さらに具体的な方向性と連携の仕組みを明確にしていく必要があるでしょう。

事務局としての運営についてですが、複数の窓口を設置するのではなく、1 つにまとめるほうが効率的だという意見があります。三浦市ではそのような体制を整備している成功例だといえます。

事業の実施を進めるためには、活動の基盤をきちんと構築し、持続可能な枠組みを作る必要があります。

(委員)

活動を進めるにあたっては、多面的機能支払事業は活動組織の要件を満たさなければならないという課題があります。活動組織の構成員とはどのような方々を指すのでしょうか。

例えば、私は商工会のメンバーで、町の商店街の関係者、または事業をしている工場や会社の関係者など、農業とは直接関係していないところで生活しているので、この視点とは少し距離があると思います。

さらに、活動においては、小学校の生徒や大学生など、地元の子どもたちや学生が参加する「生き物調査」のような取り組みが一つの例として挙げられます。こうした調査や泥上げ作業といった活動をするにあたって、こういった方たちは関係者に含まれるのでしょうか。

人手不足が問題となることがあるため、普段農業に関わっていない方々に参加を呼びかけるためにも、どこまでが構成員の範囲となるのでしょうか。

(事務局)

資料に記載のとおり、活動組織の構成は農業者、生産法人だけではなく、地域住民、自治会、JAなど、で構成されています。

例えば「水路の泥上げ」や「農地法面の草刈り」などの農地維持支払の取組では、農業者だけで活動組織を作ることでも可能で、「生き物調査」のような資源向上支払の共同活動を行う場合は、農業者のほかに地域住民等の参加が必要です。

(委員)

私のところはまさに中山間地で、過疎化と高齢化で、担い手がどんどん減っていて、農地の維持など、とても大変です。

せっかくこのような補助金制度があるので利用したいという思いはあるのですが、事務作業がかなりネックになっているのだと思います。

一方で、周知が行き届いていない地域もあるので、本制度を周知していただけるとありがたいと思います。

私はこの委員会に参加したので、こういう制度があることを知りましたが、周りの農家の人たちはほぼ知らないと思うので、そこを何とか解消して頂きたいです。

自治体の方々にもっと理解を深めていただいて、自治体の方からいろいろ提案してもらえる

など、もうちょっとこの制度が伝わるといいと思います。

(事務局)

自治体でも地域計画などの集まりの場に、農業者の方々もいらっしゃると思うのですが、その際に話題に出ているのではないのでしょうか。

(委員)

何度か出席したことがあるのですが、皆さんお忙しい中参加されているので、なかなか説明することが出来ないでいるようです。

(事務局)

情報としては、県庁から各市町村と農業委員会には、その制度の周知はしているのですが、なかなか伝わらないというのが現状です。何かございましたら、県や農業委員会にご相談いただければと思います。

(委員)

全員の農家さんにいきなり広げなくても、多数の方が主流になれば、農家同士の情報が行き来すると思うので、数割の農家さんから情報が伝達されれば良いのではないのでしょうか。

周知の件をご検討いただくということはこの制度に限らず、普及周知という事でご検討いただければいいと思います。

(事務局)

そうですね。委員の方からも機会がございましたら、周知等、よろしくお願いいたします。

(3) その他

今後の委員会開催スケジュールについて、資料6により事務局から説明した。

3 閉会